

内務省

安全、公正かつ寛容な社会を築く

パキスタン

カントリー・レポート

2004年4月

英国内務省

移民局

国別情報・政策課

目次	
1 文書の該当範囲	1.1-1.7
2 地理	2.1-2.4
一般	2.1-2.3
言語	2.4
3 経済	3.1-3.2
4 歴史	4.1-4.103
1993 年以前	4.1-4.6
1993 97 年	4.7-4.16
1998 年 1999 年 9 月	4.17-4.22
1999 年 10 月 2000 年 12 月	4.23-4.30
2001 年 1 月 2002 年 12 月	4.31-4.44
2002 年 1 月 2003 年 12 月	4.45-4.98
2004 年 1 月 2004 年 3 月	4.99-4.103
5 国家構造	5.1-5.111
憲法	5.1-5.6
-市民権と国籍	5.7
政治制度	5.8-5.27
-序論	5.8-5.14
-クーデター以後の主要政党	5.15-5.23
-連邦議会	5.24-5.25
-2002 年 10 月の選挙	5.26-5.27
司法	5.28-5.34
法的権利 / 拘禁	5.35-5.84
-裁判制度	5.35-5.37
-反テロ法と反テロ裁判所	5.38-5.44
-連邦直轄部族地域	5.45
-部族の司法制度	5.46

-シャリーア法	5.47-5.49
-フード法	5.50-5.51
-キサスとディヤット法	5.52-5.53
-冒瀆法	5.54-5.64
-汚職廃絶委員会	5.65-5.68
-国家汚職廃絶局 (NAB)	5.69-5.75
-恣意的な逮捕	5.76-5.78
-死刑	5.79-5.84
国内の治安	5.85-5.97
-一般	5.85-5.92
-シンド州	5.93-5.97
刑務所とその状況	5.98-5.102
軍隊	5.103
医療	5.104-5.108
教育制度	5.109-5.111
6 人権	6.1-6.242
6.A 人権問題	6.1-6.146
概観	6.1-6.10
-人権団体	6.11-6.12
-警察	6.13-6.20
-拷問	6.21-6.24
言論と報道の自由	6.25-6.31
-ジャーナリスト	6.32-6.39
信教の自由	6.40-6.129
-背景と人口分布	6.40-6.47
-政策と憲法の規定	6.48-6.65
-選挙権	6.66-6.69
-アフマディー教団員	6.70-6.96
- 序論	6.70-6.73

- アフマディー教団本部（ラブワー）	6.74
- 立法上の制限	6.75-6.81
- 旅券の申告	6.82-6.84
- Bai'at	6.85
- 現状	6.86-6.90
- ラホールのアフマディー教団員	6.91-6.93
- Khatme Nabuwwat	6.94-6.96
-キリスト教徒	6.97-6.114
- 序論	6.97-6.103
- 現状	6.104-6.114
- シーア派とスンニ派 - 歴史的な神学上の相違	6.115-6.116
- パキスタンのシーア派	6.117-6.129
集会と結社の自由	6.130-6.136
雇用の権利	6.137-6.136
人身売買	6.142
移動の自由	6.143-6.146
-旅行	6.143-6.145
-国内移住（パキスタン内部の難民）	6.146
6.B 人権専門団体	6.147-6.242
民族団体	6.147-6.169
-モハジール	6.147-6.149
- MQM の形成	6.150-6.155
- シンド州における暴力	6.156-6.167
- 現状	6.168-6.169
女性	6.170-6.227
-法的規定	6.170-6.1
- 背景	6.170-6.173
- 差別的法律	6.174-6.178
- 国家女性の地位委員会	6.179

- 家族法	6.180-6.182
-社会における女性の位置	6.183-6.1
- 背景	6.183-6.187
- 家庭内暴力	6.188-6.190
- 名誉による殺人	6.191-6.203
- 強姦	6.204-6.209
- 女性に提供されている援助	6.210-6.214
- 結婚	6.215-6.221
- 拘禁中の女性の処遇	6.222-6.223
- 政治的代表	6.224-6.226
- 財産と相続の権利	6.227
子供	6.228-6.240
-育児制度	6.241
同性愛者	6.242
6.C 人権 その他の問題	6.243-6.283
アフガン難民	6.243-6.247
「アザド」カシミール	6.248-6.277
-序論	6.248-6.252
-1965年と1971年の戦争	6.253-6.254
-統制ライン	6.255-6.257
-選挙	6.258
-政府	6.259-6.263
- 1998-2000年	6.264-6.267
- 2001-2002年	6.268-6.273
-現状	6.274-6.277
北部地域	6.278-6.280
非政府組織の処遇	6.281-6.283
主要事件年表	付属書 A

政党と過激派組織	付属書 B
著名人	付属書 C
出典一覧	付属書 D

1 文書の該当範囲

1.1 パキスタンに関する本カントリー・レポートは、難民/人権問題に関する決定プロセスに携わる内務省の職員による使用を目的として、内務省移民局の国別情報・政策課が作成した。レポートでは、英国においてなされる難民/人権問題の申請において最も多く見られる問題についての一般的な背景情報を示す。本レポートは、詳細な、または包括的な調査結果ではない。

1.2 本レポートは、よく知られている様々な典拠をもとに編纂されたものであり、内務省の見解または政策を含んではいない。レポート中の情報はすべて、そのテキストを通じて、難民/人権に関する決定プロセスに携わっている者に提供された原資料のものである。本レポートが目指しているのは、引用された原資料を簡約化して示すことのみである。詳細な説明については、当該の原資料に直接あたられたい。

1.3 本カントリー・レポートに記載されている情報はその性質上、よく知られている様々な典拠の中から、我々が確認することのできた情報に限られている。本レポートの内容は網羅的なものではなく、いずれかの見出しのもとに情報がなくても、そのことは何らかの分析もしくは判断がなされたためにその情報が排除されたことを意味するのではなく、そのテーマに関する当該情報が、調べた典拠からは確認されなかったことを意味するにすぎない。同様に、レポートに記載されている情報に文面以外の意味があると解釈すべきでもない。

1.4 原資料の大多数は、公知のものとして容易に入手できる。政府省庁が出しているものなど、その他の文書のコピーは、請求すれば提供を受けることが可能である。

1.5 典拠についてはすべて現在性をチェックしており、究明が可能な限りにおいて、本レポートの発行時においても適切性を維持している情報が記載されている。原資料の中には、より新しい資料では得られない当該情報が記載されているために含まれたものがある。

1.6 本カントリー・レポートおよび添付の原資料は、一般に開示し得るものである。本レポートにおいて特定されている典拠が電子系式で利用可能な場合には、リンク先を記載し

である。本レポートを作成するに当たって当該のリンクにアクセスした日付も記載してある。原資料のペーパー形式のコピーは、移民局内の指定の職員に配布されている。

1.7 カントリー・レポートのテーマになっている国が、英国に難民を送り出している国々の上位 35 カ国に入っている間は、6 ヶ月ごとにレポートを改訂することが予定されている。必然的に、カントリー・レポートに記載の情報には、6 ヶ月ごとの出版以降に生じた事件は含まれない。ケースワーカーはこうした変化については、当該国についての速報を読んで知る。

2 地理

一般

2.1 パキスタンイスラム共和国は東アジアにあり、東はインド、西はアフガニスタンおよびイランと隣り合っており、北東では短いながら中華人民共和国とも国境を接している。首都はイスラマバードである。国土面積は約 307,374 平方マイルで、公式の推定によれば人口は 2001 年中ごろで 140,470,000 人であった。[1a] パキスタンの統治下にあるカシミールの一部（「アザド」カシミールと呼ばれている）は内政に概ね責任をもち、その面積は上記以外にさらに 4,494 平方マイルある。[1a]

2.2 パキスタンはバルチスタン州、北西辺境州、パンジャブ州とシンド州の 4 つの州に分かれる。連邦統治下の部族地域もある。1998 年 3 月の国勢調査によれば、各州の人口は次の通りであった：パンジャブ州 7,250 万人、シンド州 2,990 万人、北西辺境州 1,750 万人、バローチスタン州 650 万人。[1a]

2.3 中心的な民族集団は人口の約 3 分の 2 を占めるパンジャブ人である。その他の主要集団はシンド人（24-32%）、パサン人（パシュトゥン人、パシュトゥン人、またはパクトゥーン人などとも呼ばれる）（13%）、バルーチ人（4%）、およびモハジール人（5-18%）である。[20c]

言語

2.4 主要言語はパンジャブ語（48%）、シンド語（12%）、サラエキー語 - パンジャブ語

の変形（10％）、パシュトゥ語（8％）とウルドゥー語（公用語（8％））である。その他の少数派言語はバローチ語（3％）、ヒンドコー語（2％）、ブラフイー語（1％）である。英語も、パキスタンのエリート層、およびほとんどの政府省庁の公用語兼共通語として使われている。[34] 民族集団のそれぞれに独自の言語があり、数多くの方言が話されている。[3]

5 国家構造

憲法

5.25 参議院（上院と呼ばれる）の議員数は 87 名で任期は 6 年間であるが、2 年ごとにその 3 分の 1 が退任する。州議会のそれぞれが上院議員を 19 名ずつ、部族地域が 8 名を選出し、残りの 3 名は州議会のメンバーにより、連邦首都圏から選ばれる。[1a]

2002 年 10 月の選挙

5.26 ムシャラフ大統領は、2002 年 10 月 12 日から 90 日後までに国政選挙を実施することを命じた 2000 年 5 月の最高裁の決定を守ることを誓約した。[2b] 2002 年 7 月にムシャラフ大統領は国民議会の選挙期日を 2002 年 10 月 10 日と定めた。[35bq] 2002 年総選挙実施命令第 3 号に、今後の選挙実施についての規則が定められている。[44c] この定めは、2002 年の法的枠組み命令によって一部が修正された。国民議会の定数は 342 名とし、それを 4 つの州、連邦首都と連邦直轄部族地域に分ける。国民議会の 60 議席は女性に、10 議席は非イスラム教徒のために取り置かれる。[44e] 2002 年 8 月にムシャラフ大統領は、大統領権限を大幅に高めると見なされる全面的な憲法改正を発表した。[32e]

5.27 2002 年 9 月に政府は公共の場における政治集会に対する制限を緩和した。[35cd] これは、選挙期日の 90 日前に制限を撤回するという約束に従ったものであった。[2b] 合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、「街路、鉄道の駅における集会と行進は引き続いて概ね禁止されており、州および地域の行政当局には、集会の時期と場所を決定する権限が与えられていた」。[2d](p14)

司法

5.28 パキスタンの法律制度はイギリスの慣習法を基本としており、イスラム教国家としてのパキスタンの立場に便宜を測るための規定がある。ICJ（国際司法裁判所）の司法権は条件付で受け入れられている。[34]

5.29 合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、「憲法は司法の独立を定めているが、実際には、司法は依然として行政府やその他の外部的影響を受けており、司法制度の独立を尊重するという政府の誓約にもかかわらず、政府は司法をコントロールし、政府を司法による監督の対象外とするための措置をとった。薄給、不十分な人材、たいそうな仕事量、汚職、政治的・宗教的な圧力団体による威圧などが、特に下級裁判所における司法の非効率に輪をかけた。2002 年に最高裁が 10 月の国民投票は合憲であるという判断を示したことは、軍事政権からの司法の独立にさらなる疑問を投げかけた。」[2d](p9)

5.30 合衆国国務省の 2003 年のレポートに記されているように「裁判手続きは、官僚の内紛、無気力、様々な裁判制度の管轄権の重複などによって妨げられ続けている。裁判官の席が何十も空席となっており、裁判手続きが旧式で非効率的であるため、未処理事案が大量に残っていて司法の適用をはなはだしく遅らせている。政治がらみの任官プロセスにより、多くの下級裁判所の判事が昇進を受けて最高裁の判事となっている。上級の裁判官は有能で一般的に公正であると見なされているが、レベルが下の治安判事や裁判所の小役人の間には汚職が横行しているという報告があちらこちらである。」[2d](p9)

5.31 2001 年 4 月、国家汚職廃絶局法の一部の規定が非合法で憲法に違反していると思なされることを理由に、同法に一定の修正を加えることを最高裁が命じたことにより、司法府は政府から独立して行動する能力があることを示した。[33u] この命令は、警官の殺害を含む殺人と放火の告発に関して、MQM（統一民族運動）の活動家 10 名に無罪判決が下された前月の別々の 2 件の判決に続くものであった。[33q][33r] 司法の独立は、ラホールの汚職廃絶裁判所が汚職で告発されたシンド州警察の警部（Inspector General）に無罪判決を出した 2001 年 5 月にも歴然としていた。この警部は、1999 年 10 月の軍事クーデターの引き金となったカラチ飛行機事件への関与に関して、反テロ裁判所からも無罪判決を受けている。シンド州最高裁は、この無罪判決に対する政府からの上告を全員一致で却下した。[43]

5.32 2001年8月にアムネスティ・インターナショナルは、地区長官 (commissioner) / 地区行政長官 (magistrate) の職が廃止されて、行政からの司法の分離が完了したと報告した。この職が遂行していた司法上の機能は、地区の判事の監督下で活動する治安判事 (judicial magistrate) に移管された。[4n]

5.33 2002年2月には、最高裁または民事控訴院 (訳注: Sessions Court を Court of Session と解釈したが、これはスコットランド法による民事の最高裁。アメリカでは court of sessions で刑事裁判所の意味もあるらしい) の判事 1 名、治安判事 1 名と軍人高官 1 名の 3 名によって構成されるパネルを責任者とする反テロ裁判所を設立するための新法が導入された。[35ao] パキスタン人権委員会のスポークスマンは、軍人をパネルに含めることは司法の力を弱めるとして、この動きを批判した。[41b]

5.34 合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、「連邦直轄部族地域 (FATA) には別の法律制度、境界犯罪令 (Frontier Crimes Regulation) があって、共同責任の原則を認めている」。[2d](p7)

法的権利 / 拘禁

裁判制度

5.35 合衆国国務省の 2003 年の報告書によれば、「次のようにいくつかの裁判所制度があり、その管轄権は重複し、時には競合することがある：刑事、民事と個人的資格、反テロ、商事、家庭、軍事。」連邦のシャリーア裁判所と最高裁のシャリーア法裁判官は、フドゥード法のもとにある刑事裁判所で出された一定の有罪判決に関する控訴裁判所の役割を果たしている... (2003 年) 6 月に、MMA (統一行動評議会) を与党とする NWFP (北西辺境州) 政府は、シャリーア法を実施する法案を可決した。[2d](p9)(p11)

5.36 合衆国国務省の 2003 年の報告書に述べられているように、「民事司法制度は公開裁判、無罪推定、弁護士による反対尋問、および判決に対する上告について定めている。無資力者のために弁護士が任命されるのは、死刑裁判における場合のみである。陪審裁判は

行われない。判事の人数が限られていること、大量の未処理案件、長期間にわたる裁判手続き、政治的圧力などによる、裁判は何年もかかることが常態であり、被告は度々出廷しなければならない。判事が交代すれば、裁判は最初からやり直しである。』 [2d](p9)

5.37 合衆国国務省の 2003 年の報告書によれば、「フドワード法のもとでも、標準的な刑法のもとでも、犯罪には保釈が認められるものと認められないものがある。刑事訴訟法では、保釈の認められる犯罪の被告には保釈を認めなければならず、保釈の認められない犯罪の被告に対しては、申し立てられている犯罪に対する刑罰が 10 年未満の場合には保釈を認めるべきであるとされている。特に有力なコネがあって近く逮捕状がおりることを知っている被告の多くは、逮捕前に保釈を得ることができ、よって逮捕と投獄を免れている。』 [2d](p9) 関税と麻薬の事件は別々に扱うという連邦のシャリーア裁判所による裁定があるため、麻薬所持で有罪判決を受けた者には一事不再理が適用される。 [2c]

反テロ法と反テロ裁判所

5.38 合衆国国務省の 2003 年の報告書によれば、「テロリスト容疑者を迅速に処罰することを目的として 1997 年 8 月に設立された反テロ裁判所には、特別に簡素化された手続きがある。ただし、証人、警察、判事に対する脅しが後を絶たないため、反テロ裁判所は当初、一握りの有罪判決を出したに過ぎなかった。同法のもとでは、テロリストによる殺人は死刑によって罰せられ、言論を含めて、宗教的憎悪を掻き立てることを目的とした行為に対する罰則は、最高 7 年間の厳格な禁固刑である。反テロ法に基づいて裁判の対象となり得るその他の犯罪には、宗教的感情を掻き立てようとする行為、「国家に対して戦争をしかけ」ようとする努力、陰謀、犯罪の教唆行為、人を監禁するための誘拐または拉致などがある。政府は、ダニエル・パールの誘拐殺害事件、メールワラの集団強姦事件、オカラの農夫の抗議事件を含めた有名事件のために反テロ裁判所を利用してきた。裁判は 7 労働日以内に判決が出ることになっているが、判事は必要に応じてその期限を延長することができた。欠席裁判は、当初は許可されていたが、その後禁止されるようになった。控訴裁判所への控訴も控訴期間は 7 日までとされていたが、その後控訴の権限が最高裁判所に戻されたため、この権限のもとではこの期限は適用されない。反テロ法のもとにおいては、被告が有罪であると信じる妥当な根拠が裁判所にある場合には、保釈は認められない。』 [2d](p9)

5.39 合衆国国務省の 2003 年の報告書に記されているように、2001 年に、また 2002 年 11 月に再び、政府は反テロ法の修正を承認した。同法はテロリズムを「行為の実行、または実行の脅しが、政府、または公衆、公衆もしくは地域社会の一部、または宗派に対して強要、恫喝、または威圧を行うこと、または社会に恐怖感もしくは不安感を生み出すことを目的としている場合、また行為の実行または脅しが政治的、宗教的、思想的、もしくは民族的な大義を推進する目的でなされる場合の行為の実行または脅し」と定義している。議会はまた、テロリスト容疑者の活動を制限し、その資産を精査し、彼らに対する告発がなされなくても容疑者を最高で 1 年間拘束する権限を政府に与えるこの修正を承認していない。[2d](p10)

5.40 合衆国国務省の 2003 年の報告書によれば、「司法府の主導的メンバー、人権団体、報道機関、および数々の政党に所属する政治家は、反テロ裁判所は平行的な司法制度を構成するため政治的抑圧の手段として利用される可能性がある」と主張して、反テロ裁判所には賛成できないという態度を強く表明した。その例として人権法律家委員会によれば、カラチに本拠をもつ人権に関する法律扶助のための法律家協会 (Lawyers for Human Rights Legal Aid) の会長であるジア・アーメド・アワン (Zia Ahmed Awan) は「警察とその他の法執行機関の手による一般人の犠牲を増やすだけである」と述べた。反テロ裁判所には、集団強姦や児童殺人などの特別「凶悪」事件の被告を裁く権限もあって、これまでに数人がその規定のもとで裁判を受け、有罪判決を受けて刑を執行された。[2d](p10)

5.41 ムシャラフ政権は布告によりシンド州に、一般的な場合のように下級レベルの判事ではなく、最高裁の判事が取り仕切る特別反テロ裁判所を設けた。修正された規定によれば、最高裁の判事は「他の特別裁判所で係争中のいかなる事案をも移管して...その事案についての審理を」自らの裁判所で行うことを認められる。[2c]

5.42 ムシャラフ大統領は 2002 年 2 月、軍の高官 1 名を含む 3 名から成るパネルを責任者とする、特別反テロ裁判所の創設を認める法律を導入した。これら裁判所では、テロ行為、殺人、およびその他の重大犯罪についての申し立てに関する審理を行う。「35a0」 軍人をパネルに含めたことは、司法の力を弱めるものだと批判を受けた。[41b]

5.43 2003年8月、ある反テロ裁判所は、活動を禁止されているラシュカリ・ジャンヴィに加盟している労働者2名に対して死刑を、また活動が禁止されている組織、アクラム・ラホーレの首領を含むその他2名に対して終身刑を言い渡したが、いずれも罪状は6件の殺人であった。[33az]

5.44 2004年1月のキーキングズ・レコード・オブ・ワールド・イベントは、ある反テロ裁判所が2003年1月22日に、2002年8月に4人が殺されたタクシラのキリスト教会襲撃事件に関して3人の男性を死刑、その他3名に禁固刑の有罪宣告を下したと述べている。[24j]

連邦直轄部族地域

5.45 連邦直轄部族地域(FATA)は、別個の法律制度を運営している。[20c] 合衆国国務省の2003年のレポートによれば、「FATAにおける司法の実施は通例、部族長老とマリク(指導者)の責任である。彼らはイスラム法と部族の慣習に従って審理を行う。こうした手続きにおいては、被告には法的代理人を立てる権利、保釈を受ける権利または控訴を行う権利がない。通常の罰則は、殺人についてでさえ罰金である。ただし部族の機関に配属された連邦公務員である政府の行政官がこうした裁判を監督しており、最高で14年間の禁固刑を科すことが可能である。[2d](p11) 边境犯罪令は、「共同責任」の原則を認めている。このことにより、逃亡者が降伏する、または地元の伝統に従って逃亡者自身の部族が逃亡者を処罰するのを待つ間、その逃亡者の部族に属するメンバーを拘禁する権限が当局に与えられる。[20c] 2002年5月にはFATAに関する包括的改革が発表されたが、その中には新たな司法制度と新たな行政構造の確立計画が含まれていた。[41]

部族の司法制度

5.46 アムネスティ・インターナショナルは2002年8月付けの論文で、伝統に根ざした部族の司法制度についての報告を行った。パキスタンにおいてはこの制度は、特別の指定を受けた部族地域以外では、法的には全く正式に認められていない。この制度は部族のsardars(部族の長)によって執り行われ、憲法と1976年サダリ制度(廃止)法(System of Sadari (Abolition) Act)によって禁止されている。この制度はいまだに存在しており、法的な承認なしに運営されている。部族長(sardar)の率いる長老によって構成される部族のジルガス(集会)が行われ、部族内または部族間における土地争いや水争い、相続や

名誉に関する事件、殺人などを含めた幅広い問題を処理する。[4q] 特に 2002 年 7 月には、パンジャブ州のジャトイという辺鄙な地域で少女が集団強姦を受けた事件が国際的な注目を集めた。この強姦は、部族のジルガ（村の議会）がこの少女の兄を罰する手段として命令したものであると報じられた。一般の激しい抗議が行われてはじめて、警察はこの事件を認識し、実行犯を逮捕し、裁判にかけた。[4q]

シャリーア法

5.47 パキスタンの憲法は、すべての法律がイスラム教の教えに矛盾しないことを要求している。イスラム法（シャリーア法）は、コーラン（イスラム教の聖書）とスンナ（モハメットの言行録）に由来するものである。[3] 合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、「連邦のシャリーア裁判所と最高裁のシャリーア法裁判官は、フドゥード法に基づく刑事裁判所における一定の有罪判決の控訴栽培所としての役割を果たしている。連邦のシャリーア裁判所は、イスラム教の教義と矛盾すると判断されたどの法律をも破棄することができる。ただしこうした事案については最高裁のシャリーア法裁判官に控訴することができる。6 月、MMA を与党とする NWFP 政府は、州内でシャリーア法を施行するための法案を可決した。この法案は、シャリーア法を政教分離の州法よりも優先させるものであり、女性の権利を制限すること、ならびに教育制度および金融システムをコーランと調和させることを提案した。この法案は全員一致で審議なしで可決されたため、人権活動家は集会その他の抗議行動でこの行為に対する反対を表明した。ただし、年末時点でこの法案の実施法または実施規則は発布されてはおらず、執行措置もいっさい取られていない」。[2d](p11)

5.48 合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、「フドゥード法に基づき、2 年間を超える禁固刑を伴う特定の有罪判決に対する控訴は、シャリーア法裁判所だけに付託され、イスラム教学者と最高裁判事が通常の刑事訴訟手続きを用いて、共同で審理を行う。判事と弁護士はイスラム教徒で、イスラム法に通じていなければならない。こうした限界はあるが、被告はシャリーア法裁判所においては自ら選んだ弁護士をつける権利を認められる。保釈の制度がある」。[2d](p11)

5.49 2000 年 3 月、100 人の子供を殺して有罪とされた連続殺人犯に対する判決が、世界

のメディアにセンセーションを引き起こした。ラホール最高裁の担当判事はジャベド・イクバル (Javed Iqal) と共犯者が、イクバルが子供たちを殺害したのと同じ方法で処刑を受けることを命じた。つまり、公開での絞殺、遺体を 100 に切り刻み、酸を入れた樽で溶かすことであった。しかしイスラム思想評議会 (Islamic Ideology Council) (パキスタンの主導的な宗教問題諮問組織) は、イスラム教では四肢切断による死は認められていないため、この判決は非イスラム教的であると断じ、この判決はシャリーア法についての誤解を招く可能性があるとも述べた。内務省は直ちに、判決は、同判事が命じた方法では実施されないと発表する措置をとった。[35 d]

フード法

5.50 1979 年に政府が発布し、1980 年に実施されたフード法は、刑法のイスラム性を高めるための試みであった。この法律は、イスラム教徒にも非イスラム教徒にも同じように適用される。同法は、下記に適用される 5 種類のイスラム法をまとめたものである：

- 盗み (財産法に違反する罪)；
- アルコールと麻薬の禁止 (禁止命令)；
- ジナ (zina)、つまり、強姦、拉致、姦通、密通 (ジナ法に違反する罪)；
- qazf、つまりジナが行われたという偽りの告発 (Qazf 法に違反する罪)；および
- 上記の法律のいずれかについての違反に対して行われる鞭打ちの種類 (鞭打ち法による刑罰の実行)

[3][12c]

5.51 犯罪には、刑罰の区別があり、一部の犯罪は Hadd (コーランによる刑罰) を受け、その他は Tazir (宗教によらない刑罰) を受ける。刑罰は通常は禁固刑であるが、国際的な人権基準に違反すると見なされる鞭打ちまたはその他の刑罰を含む場合がある。Hadd の刑罰には、高次の証拠が必要とされる。実際に Hadd による刑罰を適用するためには、温厚な人格のイスラム教徒の成人男子 4 名が行為を目撃していなければならない。禁固刑や罰金といった通常の刑罰は、それより程度の低い証拠に基づいて課することができる。[3][12c] 合衆国国務省の 2003 年の報告書に記されているように、Hadd による刑罰の裏づけとなるに足る証拠を得ることは難しいため、ほとんどの強姦事件は Tazir レベルで裁判が行われ、この制度のもとでは最高 25 年間の禁固刑と 30 回の鞭打ち刑が課され得る。] フード

法が実施されてからの20年間というもの、Haddによる刑罰が実行された例は1件もない。
[2c](p23) フドゥード法はコーランによる刑罰を定めているが、証拠の基準が厳格である
ことも一部の理由となって、当局がコーランによる刑罰を実行したことは1度としてない。
[64]

キサスとディヤット法

5.52 キサスとディヤット法は、1990年に連邦シャリーア法裁判所がある決定を出した後に発布された。[3] 合衆国国務省の2003年のレポートによれば、「刑法はキサス（概論すれば目には目を）とディヤット（賠償金）の原則を盛り込んでいる。ただし、キサスが発動された例は知られておらず、ディヤットは、特に悪事を働く者に対して正義による罰が下される地であるNWFPにおいて時々適用される。国家ではなく、犠牲者の家族だけが被告を許すことができる。」[2d](p11)

5.53 合衆国国務省の2003年のレポートによれば、「フドゥード法に基づき、2年間を超える禁固刑という罰則を伴う特定の有罪判決に対する控訴は、シャリーア法裁判所だけに付託され、イスラム教学者と最高裁判事が通常の刑事訴訟手続きを用いて、共同で審理を行う。判事と弁護士はイスラム教徒で、イスラム法に通じていなければならない。こうした限界はあるが、被告はシャリーア法裁判所においては自ら選んだ弁護士をつける権利を認められる。保釈の制度がある。」[2d](p11)

冒瀆法

5.54 国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の2003年のレポートによれば、「『冒瀆法』は刑法の第295条、296条、297条および298条に記載されており、宗教に関する罪を取り上げている。植民地時代の規定である第295条(a)は当初、どのような種類の市民の宗教を侮辱することに対しても、最高で2年間の刑を定めていた。1991年に、この刑は10年間に延長された。1982年には、「聖なるコーランの書を故意に穢す、損なう、または冒瀆する者は誰であれ」、終身刑を科せられることを定めた第295条(b)が追加された。戒厳令下の時期の1986年にはさらなる修正である第295条(c)により、「聖なる預言者モハメッドの神聖な名」を直接間接に穢すことに対して死刑または終身刑が定められた。1991年に、ある裁判所がこの罪に対する終身刑という選択肢は無効であるという判断を示した。第296条

は、宗教的集会に対する故意の妨害を非合法とし、第 297 条は、墓地への侵入を非合法としている。第 298 条(a)も植民地時代の規定であるが、聖人に対する侮蔑的な発言を禁止している。競争関係にある個人や、当局はこうした冒瀆法、中でも第 295 条(c)を利用して、アフマディー教団員、キリスト教徒、さらには正統派のイスラム教徒をさえ脅迫し、罰し、威圧してきた。これまでこれらの規定に基づいて、国家による刑の執行を受けた者はいないが、中には死刑を宣告された者もあり、宗教的過激派は、これらの規定に基づいて有罪とされた者たちを殺害してきた。冒瀆法は、家庭内の紛争や財産争いなど、宗教活動とは無関係な「恨みを晴らす」ために用いられてきたという報告もある。本レポートの対象期間の期末時点において、全国で 67 件の冒瀆法違反事件が係争中であった。」 [e](p5)

5.55 合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、「(2003)年度中において、冒瀆法に基づいて提訴された訴訟の数は相変わらず多かった。現地のある NGO の推定では、年度中に 157 名が冒瀆法違反で投獄された...冒瀆法は、家庭内の紛争や財産争いなど、宗教活動とは無関係な『恨みを晴らす』ためにも利用されてきた。シアルコット県のキリスト教徒、ペルベス・マシー (Pervez Masih) に対する冒瀆法に基づく訴訟については、2001 年にはさらなる措置はとられなかった。ラホール最高裁は年末に、コーランを穢し、預言者モハメッドを冒瀆したと申し立てられて 35 年間の禁固刑の宣告を受けていたキリスト教徒の兄弟 2 名に無罪判決を言い渡した。8 月 7 日、ラホール最高裁は警察での拘置中にコーランに火をつけたと申し立てられていたキリスト教徒、アムジャド・マシー (Amjad Masih) とアシフ・マシー (Asif Masih) の 2 名に対する終身刑の宣告を支持した。」 [2c](p15) これらの規定 特に第 295 条(c) は、アフマディー教団員とキリスト教徒を脅迫し、罰し、威圧するために利用されてきた。 [2b] 2001 年 1 月に冒瀆法に反対して平和的にデモを行った者たちが逮捕されたのを受けて、パキスタン人権委員会 (HRCP) は、財産その他の家庭の問題についての揉め事が、冒瀆法に基づく多くの訴訟の背後にある原因であると述べた。HRCP は、同法による犠牲者の経験している苦しみは、同法を廃止するための措置が取られない限り増え続けるであろうとも述べた。 [33n] HRCP は冒瀆法の犠牲者が直面している脅威の増大を強調した。2003 年 2 月 7 日に、ラホール最高裁によって保釈中であったムシュタク・ザファール (Mushtaq Zafar) は、裁判所が判決を言い渡す前に射殺された。冒瀆法に基づく被告が同年中 (2002-2003 年) に殺されたのは、彼が 2 人目であった。 [57c]

5.56 合衆国国務省の 2003 年のレポートに引用されているように、「警察は冒瀆法に基づいてイスラム教徒も逮捕しており、政府職員は、裁判になった冒瀆法事件のおよそ 3 分の 2 はイスラム教徒に関係するものであると主張している。ある控訴裁判所は、2000 年に冒瀆法違反のかどで有罪宣告を受けたヨウニス・シャイク (Younis Shaikh) の事件について再審判決を出した。11 月 21 日、シャイクは釈放されて拘禁を解かれた...年末時点において、1998 年にシーア派イスラム教徒のグラム・アクバル (Ghulam Akbar) に対して出された死刑判決が控訴中であった。」[2d](p16)

5.57 合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、「冒瀆事件やその他の宗教的事件が法定に持ち込まれる場合には、往々にして過激派が法廷に詰め掛け、無罪放免にした場合の結果についておおびらに威嚇を行う。その結果、放免した場合に自警団員から命をねられるという理由のもとに、被告の保釈請求は却下されることが多い。判事の多くは、こうした事件を他の法学者に転嫁しようともするし、一部の判事は自分自身と家族を宗教的過激派の手から守るために有罪判決を言い渡したという報告もある。」[2d](p16) 2001 年 2 月には宗教的政党の集団が、冒瀆的と見なされたある手紙の公表の責任者に対して厳罰を与えないなら、集団で独自の罰を与えるという威嚇を行った。この手紙は、日刊紙『フロンティア・ポスト』に掲載されたものであった。[39]

5.58 とは言え、冒瀆法に基づく告発の手続きに実施管理上の変更が加えられたため、告発を行う前に司法による証拠の検証を行わなければならないことになった。また、冒瀆法に基づく告発に根拠がないことが判明した場合には、原告に対する反訴がなされ、原告は最高で 10 年間の禁固刑を受ける。[12d] 多数のイスラム教組織が抗議デモをちらつかせたため、ムシャラフ政権は冒瀆法事件の提訴方法を変更するという当初の計画を断念した。パキスタン人権委員会は、軍による譲歩に強く反発した。キリスト教解放戦線 (Christian Liberation Front) も、このことは冒瀆法に関して軍事政権が比較的小さな (彼らにとっては不十分だと思える) 対策も導入できないことの証拠であると考えている。[35g]

5.59 アムネスティ・インターナショナルによれば、冒瀆法は久しい以前からおおむね、アフマディー教団員やキリスト教徒だけでなく、新奇な思想を主張するイスラム教徒などの宗教的マイノリティに属する人々に嫌がらせをし、威嚇し、罰を与えるために利用されて

きたという。アフマディー教団員はこの法律に基づけば、自らをイスラム教徒と称したかどで告発され得るし、キリスト教徒は、この法律が悪用されていて、自分たちは恐喝や、土地を盗み取ることを目的とした偽りの告発の対象になりやすいと不満を述べている。

[20a] アジア人権委員会の出版物によれば、各地の最高裁判所の判決から、冒瀆法が濫用されており、個人的な恨みを晴らしたり、宗教的迫害を行ったりするための手段として同法が利用されていることが立証されている。[36]

5.60 ムシャラフ将軍は、パキスタン憲法の一部である冒瀆法を廃止することはできないと主張している。ただし同将軍は、冒瀆法による犠牲や同法の濫用を防止するために努力することを約束した。[33f] しかし、イスラム教の預言者について侮蔑的な発言をしたという生徒からの申し立てを受けて告発されていた教師、モハンマド・ヨウヌス博士 (Dr. Mohammad Younus) に対して2001年8月に死刑判決が出されたことで、論争が再燃した。この事件の担当判事は宗教的過激派による反発を恐れたと報告されている。[41a]

5.61 2001年の7月と8月に、アムネスティ・インターナショナルは冒瀆法が宗教的な反目を根拠に人を投獄するために悪用され、濫用されることが多いと述べて、再度同法の修正を求めた。アムネスティは、同法は実際の動機が商売上の競争や土地問題である時に、人を投獄するために利用しやすい手段であるとも報告した。[4p][4r]

5.62 パキスタンに関するフリーダム・ハウスの2003年のレポートによれば、人権団体はイスラム教徒が下級公務員に賄賂を贈って、アフマディー教団員、キリスト教徒、ヒन्दゥー教徒、時には他のイスラム教徒に対して冒瀆法に基づく偽りの告発を提起する例が近年急増していると述べているという。これまでのところ、控訴裁判所は冒瀆法に基づく有罪判決をすべて覆している。最高裁は2002年8月に冒瀆のかどで告発されたキリスト教徒、アユブ・マシー (Ayub Masih) に対する有罪判決を覆した。とは言え、容疑者たちは刑務所で長い期間を過ごすことを強いられ、刑務所では虐待を受け、釈放された後でさえ、宗教的過激派の標的となり続ける。[64]

5.63 2003年7月9日付の『ドーン』紙の報道によれば、2003年7月に『フロンティア・ポスト』紙の編集補佐、ムナワル・モーシン (Munawar Mohsin) が冒瀆法違反のかどで

終身刑と罰金 5 万ルピーの刑を宣告された。判事は、2001 年 1 月 29 日に冒瀆的な手紙が公表され、それが全国における暴力的なデモにつながったことの実行者はモーシン氏であると判断したのである。[33au]

5.64 パキスタンの法律のもとでは、冒瀆は死をもって罰すべきであるが、こうした判決が適用されたことはこれまで 1 度もない。[62c]

汚職廃絶委員会

5.65 国民議会は 1997 年 5 月 29 日、汚職廃絶 (Ehtesab) 法案を可決した。この法律は 1990 年 11 月 6 日以降に公職に就いた者に適用されるもので、独立の職である汚職廃絶委員長 (Chief Accountability Commissioner) を通じて汚職の実行を告発された公務員の裁判のメカニズムについて定めている。[8a]

5.66 1998 年 1 月 1 日、シャリフ政権は汚職廃絶委員会に対して、ベナジール・ブット、彼女の夫であるアシフ・アリ・ザルダリと母親のヌスラト・ブットを 12 件の汚職のかどで提訴した。ザルダリの資産と銀行口座に関する (英国で保有されている) 文書の押収を支援することに英国政府が合意したと発表されると、調査の幅は広がった。[24a]

5.67 ベナジール・ブットは 1999 年 4 月 15 日に欠席のまま有罪判決を言い渡された。判決内容は 5 年間の禁固刑と公職に就く資格の 10 年間にわたる剥奪であった。ザルダリも有罪とされ、量刑は同じであった。彼らは 860 万米ドルの罰金も科せられ、裁判所は全財産の没収を命じた。判決時にロンドンにいたベナジール・ブットは 1999 年 4 月 28 日にドバイに逃亡し、弁護士と協議の上で控訴を準備するつもりであることを言明した。[24b] ザルダリは 1999 年 5 月 10 日に最高裁に上告を行った。最高裁は同年の 5 月 13 日、ベナジール・ブットがパキスタンに帰国するまでは判決に対する控訴の審理は行わないとする判断を示した。[24c] しかし最高裁は同年の 5 月 27 日に、ベナジール・ブットがパキスタンにいることは必要でなく、弁護士が上告を行うことを認めるという判断を示した。[6k]

5.68 2001 年 4 月、最高裁はベナジール・ブットと彼女の夫であるアシフ・ザルダリに対する有罪判決を保留し、再審を命じた。[35v] 最高裁は続いて、ベナジール・ブットに対す

る有罪判決は、彼女の政敵と緊密な関係をもつ当初の裁判長の偏向によるものであったという判断を示した。合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、政府は同年度中、数々の告発に基づいてザルダリを拘留し続けた。2003 年 8 月に、調査にあっていたスイスの治安判事が、ベナジール・ブットとアシフ・ザルダリはマネーロンダリングを行い、9 年前にスイスの企業 2 社から賄賂を受け取っていたかどで有罪であるとする予備的判決を出し、量刑については執行猶予付きの 6 ヶ月の禁固刑と 5 万ドルの罰金を提案した。[2d](p8)

国家汚職廃絶局 (NAB)

5.69 合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、「政府は汚職事件の裁判を行うために国家汚職廃絶局 (NAB) と特別汚職廃絶裁判所を設けた。国家汚職廃絶法 (National Accountability Ordinance--NAO) は、NAB が告発なしに容疑者を 15 日間拘束し、司法の同意があればその期間が更新されることを認めた」。[2d](p6)

5.70 NAB と特別汚職廃絶裁判所が、汚職事件についての審理を行う。NAB が創設された理由の一部は、主に富裕なエリート層に属する債務者が同国の銀行に対して負っている、40 億ドル (2,080 億パキスタンルピー) もの負債を処理することであった。政府は、本当の企業倒産や小規模な委託金横領者を標的にはしないと述べ、実際に標的にはしていないようである。NAB には汚職事件を訴追する幅広い権限を与えられ、汚職廃絶裁判所はこうした事件について 30 日以内に裁判を行うことを期待されている。当初発布された法律は、裁判所が保釈を認めることを禁止し、拘禁者の解放の有無と時期についての唯一の決定権限を NAB の局長に与えていた。[2d](p10) 「政府は、活発な軍人または裁判官を相手取る汚職事件は追及しないことを決定したという新聞報道を否定した。ただし NAB は、現職の軍人または裁判官を告発してはいない」。[2d](p10)

5.71 2001 年 4 月 25 日付の『ドーン』紙で報じられたように、最高裁は NAB 法の変更に
関する判決を出すに当たって、NAB の実績は比較的満足のいくものであるとの判断を示した。[33u]

5.72 2000 年 5 月に蔵相は、NAB は中央銀行から認可を受けてはじめて、銀行家に対する訴訟を開始できると発表した。NAB は実業家 (または実業家グループ) に対しても、4 人

のメンバー（蔵相と商務相、NAB 局長と首相の参謀）によって構成される委員会が事件を処理してから出なければ、訴訟を進めることができない。被告は同委員会に対して、自分の立場から事件についての申し開きをすることができる。[33g] とは言え、汚職事件の場合、立証責任は被告の側に置かれる傾向があることが懸念された。拘禁者、または公判中の収監者を解放する権限をもつのは NAB 局長だけである。通常の司法のヒエラルキーの外部に、これと平行して（憲法で謳われているように）最高裁判所の監督に服さない裁判所の連鎖が確立してしまうことが、もう一つの懸念であった。NAB 法は、汚職廃絶裁判所に出廷せず、自らの弁護を行わない被告についても 3 年間の禁固刑を定めているが、同法には「司法取引」規定も含まれている。[33s]

5.73 公式筋によれば 2001 年 8 月 1 日までに、国の汚職廃絶裁判所によって合計 142 名が有罪判決を受けた。銀行融資、司法取引、裁判による罰金の形で、また公的部門における財務の改善を通じて、657 億 4,000 万ルピーも回収された。訴追された政治家 42 名の内、35 名が有罪判決を受けたが、この内 8 名が PML (N) (パキスタンイスラム教徒連盟ナワズ派)、4 名が PPP (パキスタン人民党) に所属していた。[33v] 2002 年 7 月、ドバイに本拠をもつ企業に金の輸入を発注することに対してわいろを受け取ったかどで、ベナジール・ブット元首相に対する裁判が本人欠席のままで行われた。彼女は、汚職の告発に応じなかったかどで、3 年間の懲役刑を宣告された。[35bs]

5.74 NAB の局長は、大統領が下院指導者および国民議会における野党指導者と協議の上で任命する。局長はいったん任命を受ければ、大統領または首相にいっさい指示を仰がずに義務を遂行する。[59a] 政治関係者全員を代表する国家安全保障評議会が、NAB に対して口を出さない監視機関としての役割を果たす。[59a]

5.75 NAB はバルチスタン州、シンド州、パンジャブ州、北西辺境州、ラウルピンディで活動しており、下記のような組織構造となっている：[59b]

- 特定・調査部門が、すべての業務の出発点である。NAB 法に基づいて審理の対象となり得る罪が立証されれば、指揮レベルで調査を行うことが正式に承認される。
- 捜査監視部門が、捜査プロセスの監視を行う。捜査はすべて、事件担当官、捜査担当官、弁護士、および関係の専門家によって構成されるチームが行う。

- 訴追部門は、汚職廃絶検事総長を責任者に戴き、訴訟の提起と立件を準備し、控訴の段階まで裁判を進める。
- 金融犯罪捜査部門が、銀行や金融機関における金融不正行為を捜査する。
- 海外業務室が、捜査、法的な相互扶助、犯人の引渡し、red warrant（訳注：不明）の交付 / 執行のために国際機関との折衝を担当している。また、告発された人々の国際資産の追跡も担当している。
- 管理部門が後方支援、予算、中央登録の事項などを担当している。[59b]

恣意的な逮捕

5.76 合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、「法律は恣意的な逮捕と拘禁を禁止しているが、当局は必ずしも法律に従わない。法律は、地方の地区調整官（District Coordinating Officer—DCO）が、公共の秩序と安全を脅かしていると疑われる者を告発なしに 30 日間拘禁するよう命令することを認めている。DCO は 30 日ごとに、合計で 90 日まで拘禁を更新することができるが、人権監視にあっている者たちは、公的秩序維持法に基づいて投獄された囚人が、告発なしに最高で 6 ヶ月間投獄されていた事例を報告している。他の違法行為については、警察は告発なしに容疑者を 24 時間拘束することができる。裁判所は囚人が治安判事のもとに出頭したら、捜査のために必要であることについての実質的な証拠を警察が提示すれば、最高で 14 日間拘禁を継続する許可を与えることができる。」
[2d](p6)

5.77 合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、「捜査のために拘禁（尋問のための物理的な再拘留または警察での留置）が必要であることを示す実質的な証拠を警察が提供できれば、裁判所は拘禁を合計で 14 日間延長することができる。しかし、こうした証拠は警察による根拠のない主張以上のものではない場合がある。実際には当局は、拘禁の限度を完全には守っていない。警察は逮捕を行う場合に誰かに通知することを要求されておらず、しばしば、裁判所から異論が出るまで、告発なしに拘禁者を拘束することがある。警察は時として告発なしに、または偽りの告発に基づいて恣意的に個人を拘禁し、解放のための支払いを強要した。人権モニターは、多くの警察署に秘密の留置部屋があり、警察がその釈放に関する取引を行っている間、個人がそこに留め置かれていると報告している。より上級の当局から抜き打ちの視察があると思われる場合に、警察署の間で囚人がたらいまわ

しにされるという報告もある。恣意的に拘禁され、性的暴行を受け続けた女性もいる。警察は容疑者が出頭することを余儀なくするために、指名手配中の犯罪者の親族を拘禁したこともある。 [2d](p7)

5.78 合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、「警察は告訴者が提出した『事件に関する第一報告書 (FIR)』に基づいて個人を逮捕することができ、裏付けの証拠なしに FIR を提出したことが知られている。FIR は個人に嫌がらせをする、または個人を威圧するために頻りに利用されている。個人に対する告発も、「身元不明の者、または者たち」を実行者として記載している「いい加減な」FIR が根拠とされる場合がある。事件が解決されない場合、FIR は休止ファイルに入れられる。必要が生じれば FIR が取り出されて、警察によって治安判事に届けられ、警察が容疑者を指名して、追加捜査を行う間、14 日間にわたって容疑者を再拘留するよう求めるのである。14 日間が経過した時点で証拠不十分で事件が中断すると、別の FIR が取り出されてその被告に適用される。このようにして、連続的に容疑者の拘禁を続けるために、切れ目なく告発を行うことができるのである。 [2d](p7)

死刑

5.79 刑法には、以下のような様々な犯罪について死刑を科すための規定が含まれている：

- 殺人 (第 302 条)
- 強盗殺人 (第 17 条(a))
- 財産に関する罪 (フドゥード法)
- 国家に対する戦争の実行またはその教唆 (第 121 条)
- 暴動の教唆 (第 13 条)
- 営利誘拐 (第 364 条)
- 殺人または身体を責めさいなむことを目的とした、10 歳未満の児童の誘拐 (第 364 条 (a))
- 窃盗 (第 396 条)
- ハイジャック行為、またはハイジャック犯人の隠匿 (第 402 条(b)および 402 条(c))
- ジナおよび強姦 (フドゥード法)
- 冒瀆 (第 295 条(c)) [20a]

5.80 1996年9月、死刑の対象が拡大され、麻薬の密輸、鉄道網を破壊する計画またはその実行、および武器の売買が含まれるようになった。1997年3月にはさらに拡大されて、集団強姦も含まれるようになった。[20a]

5.81 1998年にはおよそ433名が死刑判決を受け、21名が処刑された。1998年のパキスタン人権委員会の年次報告書には、現在収監されている3,480名の児童の内、49名が死刑判決を受けていることが述べられている。[4l]

5.82 2000年にアムネスティ・インターナショナルは、少なくとも52名が死刑判決を受けたが、その大多数は殺人に対するもので、その多くは、公正な裁判に関する国際基準に完全には合致しない手続きを取っている特別裁判所によるものであったと報告した。2000年には、推定で4,000名が死刑囚監房に入っていた。2000年4月、パキスタンは死刑を非難し、処刑の削減を求める国連人権委員会の決議に反対する投票を行った。[4e] アムネスティ・インターナショナルは2001年に、依然として死刑宣告が行われており、少なくとも13名が処刑されたと報じた。[4n]

5.83 合衆国国務省の2003年のレポートによれば、「2000年7月に政府は青少年司法制度法を可決した。この法律は、18歳未満の未成年者に対する死刑を廃止し、政府が児童に法的扶助を与えることを義務づけ、成人との犯罪で児童が裁かれることを禁止し、青少年裁判所における審理の公開を禁止するものである。」[2d](p5) ムシャラフ大統領は2001年12月に、約100名の青少年犯罪者に対する死刑宣告を禁固刑に減刑すると発表した。[4i]

5.84 アムネスティ・インターナショナルによれば、現在パキスタンで死刑判決を受けている者の正確な人数は把握できないが、5,500名を上回る人々が死刑囚監房に入れられていると信じる理由があるという。2003年(1月-2月)において、少なくとも8名が処刑され、140名に死刑が宣告された。[4s]

6.39 2003年12月17日にBBCで報じられたように、アフガニスタンとの国境に近いクエッタの町に許可なく移動したかどで、2名のフランス人ジャーナリスト名が逮捕された。

ジャーナリストは、当局の護衛なしにこの地域を訪問することを禁止されている。当局は、この 2 名はパキスタンの外国人法に違反していたと主張した。彼らは 2003 年 12 月 24 日まで再拘留された。パキスタンで外国人報道記者が逮捕されることは稀である。[35eh] キーリングズ・レコード・オブ・ワールド・イベントスは 2004 年 1 月に、シンド州の最高裁がビザ違反で 6 ヶ月の禁固刑を宣告されていたフランス人ジャーナリスト 2 名を釈放したと報じた。当初、この 2 名のジャーナリストはクエッタの近くにアフガニスタンのタリバン兵士の訓練キャンプがあることを示す報道を捏造するために、飛行機で移動したと報じられていた。2003 年 1 月 30 日に、ある治安判事はこのフランス人記者を支援した治安妨害のかどで、パキスタン人のジャーナリスト 1 名と他 2 名を告発した。[24k] 2003 年 12 月 22 日付の BBC ニュースによれば警察は、彼らは許可証では移動先がラホール、イスラマバードとカラチに制限されていたのにクエッタを訪れたことで、外国人の移動に関する厳格な法律に従わなかったと述べた。パキスタン人ジャーナリスト、カワル・メーディ・リズヴィ (Khawar Mehdi Rizvi) もフランス人ジャーナリストと共に逮捕されたが、彼についてはそれ以来目撃されたことも音沙汰もない。ジャーナリストのための圧力団体、『国境なき記者団』はパキスタン当局に彼らを解放するよう呼びかけ、彼らも拘禁中に抗議のハンストを行ったが、釈放に先立って、このハンストは中止した。[35el]

6.40 ジャーナリスト保護委員会は 2004 年 3 月 3 日に、同年 3 月 2 日に約 20 名の暴徒がプライベート・ジオというテレビ局のオフィスに押し入って記録や書類に火をつけたと報じた。この襲撃は、クエッタにおけるシーア派イスラム教徒の宗教的な行列に対する発砲と、テロリストが群集の中で自爆テロを執行したことにに対する報復であった。このテロで少なくとも 47 名が死亡し、それがクエッタの町中に暴動の広がるきっかけとなった。2 月 24 日、GEO テレビはトークショーを放送したが、その中で、一部のシーア派少数派の怒りを買うような発言がなされた。その結果、2 月 29 日に数百名がカラチの記者クラブの外に集まって、GEO の番組に抗議するデモを行った。[68]

6.41 2003 年 12 月 3 日付の BBC ニュースの記事で、ニューヨークに本拠をもつヒューマン・ライツ・ウォッチによれば、パキスタンではジャーナリストに対する暴力事件が増えていると報じられた。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、ムシャラフが政権に就いて以来、報道の自由が侵されていると主張しており、大統領に対する公開書簡でパキスタンの治安

部隊によって脅迫され、拷問を受けたと言われている 2 名のジャーナリストの事件を大きく取り上げた。[35es]

信教の自由

背景と人口分布

6.42 国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、パキスタンは、人口の約 96 パーセントがイスラム教徒であるイスラム教の共和国である。大部分はスンニ派イスラム教徒で、10 15 パーセントがシーア派であると推定されている。1998 年の国勢調査に基づく数値を見ると、人口の 96%がイスラム教徒、1.69%がキリスト教徒、2.02%がヒンドゥー教徒、0.35%が「その他」(アフマディー教団員を含む)である。宗教的マイノリティの集団は、政府の国勢調査における自分たちの数値は過少申告されていると考えている。最新の国勢調査による推定では、キリスト教徒の数は 209 万人、アフマディー教団員の数は 28 万 6 千人である。いずれのコミュニティも、自身では 400 万人いると主張しているが、それ以外のコミュニティについての推定値にはそれほどの異論はない。キリスト教徒は全国に暮らしているが、推定ではその 90%がパンジャブ州に居住して、同州で最大の宗教的マイノリティを形作っている。パンジャブ州のキリスト教徒の約 60%が、農村部の村で暮らしている。シンド州とバルチスタン州では、ヒンドゥー教徒が人口のおよそ 1%を占めている。アフマディー教団員は、シンド州とパンジャブ州に集中している。[2e](p1&2)

6.43 「信教の自由」のレポート(日付なし)によれば、人口の大多数はスンニ派イスラム教徒であるが、シーア派イスラム教徒も多くいる。推定値は人口の 15%から 35%までの幅があるが、カラチにはシーア派が大量に固まっており、シンド州、パンジャブ州のほかの場所や、北西辺境州における 2、3 の場所にもひとまとまりの集団がいる。アフマディー教団員についての推定値もさまざまで、400 万人とも言われている。キリスト教徒は人口の約 2%を占めている。[67](p56)

6.44 「分析：パキスタンの宗教的分裂」と題された BBC のレポートによれば、「パキスタンはかつて一度も、建国者であるモハメド・アリ・ジナーの夢見た完全なる宗教的調和の国を実現できなかったことがない。ジナーは、パキスタンは政教を分離して、宗教的な違いに寛

容であるべきことを強調していた』。宗派間での暴力の始まりは、パキスタンがより保守的なイスラム教国になることを望んだジアウルハク將軍の軍政下の 1970 年代に遡る。[35f]

6.45 「ジアウルハク將軍は欧米の支持を得て、イスラム教の活動家がアフガニスタンで共産主義に対して聖戦をしかけることを奨励した。パキスタンは、スンニ派を主体とし、ジアウルハク政權から資金や武器、訓練の提供を受ける数々の集団の本拠となった。同時に、イラン革命によって生み出された雰囲気により、イランがパキスタンにおいて少数のシーア派グループを支援することが促された。その双方の強硬派が、いつでも簡単に大量に手に入る武器を手にするまでに長くはかからなかった。反目しあう 2 つの武装グループシーア派のテレーク・イ・ジャフリヤ (Tehreek-i-Jafria) とスンニ派のシバヘサハバが出現した。[35f] 「パキスタンにおける宗教的マイノリティに対する不十分な保護」と題された 2001 年 5 月 15 日付のアムネスティ・インターナショナルのレポートによれば、「ジアウルハク政權 (1977-88 年) はイスラム教を利用して、軍事政權に対する一般の容認を獲得しようとしたが、現在の軍事政權は、イスラム教を利用して政治的利益を得ることを明確に拒否している。ただし、現政權は一部のイスラム教集団が頼りにしている暴力を十分に、かつ一貫して抑制してはならず、こうした集団からの圧力を受けて、一部の改革案を撤回した」。[4f](p28)

6.46 国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、本レポートの対象期間中に、宗教的信条を理由に囚人または拘禁者が拷問を受けたという確定的な報告はない。[2a](p8)

6.47 国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の 2003 年のレポートに記されていたように、「異なる宗教間での対話を推し進める NGO や市民団体がいくつもある。『宗教間の対話と協力を推進するためのパキスタン・カトリック司教委員会 (Pakistani Catholic Bishops' Commission for Interreligious Dialogue and Ecumenism)』は 1 月に、2003 年を『全国平和年』と宣言した。このため、同年中には異なる宗教間で平和と対話を中心とするいくつもの集会、宗教的フェスティバル、文学講座その他の催しが開催された。数人のイスラム教指導者は、カトリックの司教によるこのイニシアチブを称賛した。2 月には、ラホールの聖心教会が平和のための祈りを催し、様々な宗教をもつ人々が参加した」。[2e](p14)

政策と憲法の規定

6.48 国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、「憲法は信教の自由を定めており、少数派が自由に宗教を公言し、実践できるように十分な対策を行うべきであると述べている。しかし実際には、政府は信教の自由に制限を課している。パキスタンはイスラム教の共和国であり、イスラム教が国教である。イスラム教は、パキスタンの国家思想の中核を占める要素でもある。同国はイスラム教徒の祖国として建国されたが、その建国者たちはイスラム教国家を構想していたわけではなかった。信教の自由は『法律、公共の秩序、および道徳に従う』とされているため、イスラム教またはイスラム教の預言者に対して侮蔑的と見なされる行為や言論は保護されない。加えて憲法は、法律がイスラム教に矛盾しないことを要求しており、イスラム教徒と宗教的マイノリティの双方に対してコーランに基づく法律のいくつかの要素を課している。」 [2e](p1)

6.49 国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の 2003 年のレポートに述べられているように、「1999 年、政府は雇用における差別を防止するために、公務員への求職用紙に植民地時代からあった『宗派』の欄を削除した。だが、一部の宗教、特にキリスト教は、その氏名から確認することが可能である。」 [2e](p14)

6.50 国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、「政府は宗派間の暴力を奨励してはならず、本レポートの対象期間（2003 年）中には具体的にこうした暴力を非難した。だが、政府が宗教的マイノリティの団体に向けられた社会的暴力事件に介入できなかった事例があった。」 [2e] (p1)

6.51 合衆国国務省の 2001 年のレポートによれば、政府は宗教的マイノリティの権利保護に懸命に取り組んでいると主張している。宗教的マイノリティのコミュニティは、ムシャラフ政権が一部の意思決定のために彼らの意見を求め、彼らに閣僚の席の提供も申し出たと述べている。

6.52 合衆国国務省の 2003 年のレポートは、「宗教的マイノリティに属する人々は暴力と嫌がらせの対象となり、警察は時として、こうした行為を防いだり、こうした行為を行う

者を告発したりすることを拒否する」と報じている。[2d](p17) アムネスティ・インターナショナルの「パキスタンにおける宗教的マイノリティに対する不十分な保護」レポート(2001年5月)によれば、「冒瀆を告発する動機は、見かけは様々である。アフマディー教団員とキリスト教徒に対する告発は、彼らがこうしたマイノリティ集団に属しているから、つまり彼らが誠実に守っている信仰のためというのが唯一の理由のようである。宗教的マイノリティに対する隠れた、または公然たる敵意は、職業的な競合関係や、特に土地問題をはじめとする経済的利益の追求によって悪化することが多い」。[4f](p2)

6.55 国際的な宗教的マイノリティに関する合衆国国務省の2003年のレポートによれば、「政府の対応が不十分であることが、宗教的マイノリティに対する暴力行為や脅迫を行っても罰せられないという雰囲気を高めている。宗教に関係する党派や集団がマイノリティ集団を標的にしていることが知られている」。[2e](p1)

6.56 国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の2003年のレポートによれば、「宣教師は、国内での活動を認められている。改宗行為(アフマディー教団員によるものを除く)は、イスラム教に反対する説教を行わず、宣教師がイスラム教徒でないことを認める限りにおいて許可されている」。[2e](p6)

6.57 国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の2003年のレポートに述べられているように、「棄教者(イスラム教からの改宗者)に対する死刑を定めている法律はないが、こうした行為に対する社会的圧力がきわめて強いため、こうした改宗のほとんどは秘密裡に行われると言われている。宣教師によれば、警察や地元の役人が、改宗する村人や貧困層に属する人々に嫌がらせをするという。改宗が疑われる者に対する報復や報復の脅しは一般的に行われている」。[2e](p13)

6.58 合衆国国務省の2003年のレポートによれば、「憲法は『宗教に関する教育機関』を保護している。例えば憲法のもとでは、いかなる生徒に対しても、その生徒自身の宗教以外の宗教教育を受けること、または宗教的礼拝に参加することを強制はできない。何らかの宗教的コミュニティまたは宗派に属する生徒に対して宗教教育を否定することも、憲法のもとでは禁止されている」。[2d](p4)

6.59 国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の2003年のレポートに述べられているように、「『Islamiyyat』(イスラム教学)は、国立学校に通うイスラム教徒の生徒全員にとって必修である。他の宗教をもつ生徒はイスラム教を学ぶことは要求されないが、イスラム教学と平行して彼ら自身の宗教教育を施すことは行われていない。一部の学校では、非イスラム教徒の生徒は Islamiyyat ではなく 『Ikhlaiyyat』、すなわち倫理学を学ぶことができる。実際には教師たちは、多くの非イスラム教徒の生徒に対して、イスラム学を履修することを強制している。」 [2e](p4)

6.60 国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の2003年のレポートによれば、「本レポートの対象期間中に、宗教的マイノリティに対する政府の処遇に大きな変化はなかった。政府は多くの点で、宗教的マイノリティの権利を保護していない。これは、公共政策によるものでもあり、異なる信仰を実践している者を敵視する社会的な勢力に反対する措置を政府が取りたがらないことによるものでもある。差別的な宗教法が増大しているために、宗教的に不寛容な雰囲気が出来、それがイスラム教のマイノリティ集団、ならびにキリスト教徒、ヒンドゥー教徒や、アフマディー教団員やジクリ (Zikri) といったイスラム教徒の分派集団に向けられる暴力行為を助長している。政府は宗派間暴力を奨励してはならず、本レポートの対象期間中に、具体的にこうした暴力を非難した。だが、政府が宗教的マイノリティの団体に向けられた社会的暴力事件に介入できなかった事例があった。政府の対応が不十分であることが、宗教的マイノリティに対する暴力行為や脅迫を行っても罰せられないという雰囲気を高めている。宗教に関係する党派や集団がマイノリティ集団を標的にしていることが知られている。」 [2e](p1)

6.61 国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の2002年のレポートによれば、同国における宗教的暴力の犠牲者の大部分はシーア派イスラム教徒である。富裕な宗教的マイノリティや、改宗者を求めない宗教集団に属する人々からは、差別の事例の報告が少ない。 [2a] 国連の経済社会評議会のレポート、「少数派に対する差別の防止と保護」は1998年7月14日付で、「ジアウルハク大統領は1984年に、『イスラム教に対する罪を定義し』、『こうした罪を犯す者に対する罰を執行する』フドゥード(処罰)法を導入した」と述べている。フドゥード法に基づく裁判においては、非イスラム教徒による証言の価値は、イスラム教徒

によるものの半分と見なされている」[7](p2)

6.62 国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、「2001 年の秋に政府は、宗教的な過激主義と武装闘争を抑制するための措置をとり、結社、信教、運動の自由に若干の制限を課し、宗派間暴力と宗教的過激主義を煽ることで知られている同国の 2 団体、ラシュカル・エ・ジャンビ (Lashkar-e-Jhanvi) とシパー・エ・モハンマド・パキスタン (Sipah-e-Mohammad Pakistan) の活動を禁止した。政府は 2002 年 1 月には他の 5 団体、すなわちジャイシュ・エ・モハンマド (Jaish-e-Mohammed)、ラシュカル・エ・タイバ (Lashkar-e-Taiba)、シパー・エ・サハバ・パキスタン (SSP)、テーリク・エ・ジャフリア (Tehrik-e-Jafria) とテーリキ・ニファズ・イ・シャリアート・イ・モハマディ (Tehriki-Nifaz-i-Shariat-i-Mohamadi—TNSM) の活動も禁止した。警察はこれらの団体に関係する事務所、モスクと神学校を強制捜査し、資金調達活動の禁止を発表し、3,000 名近くの党員を逮捕した。逮捕者のほとんどはその後、告発されることなく釈放された。本レポートの対象期間中に、活動を禁止された党派のほとんどは、禁止を骨抜きにして活動を続けるために名称を変更した。ラシュカル・エ・ジャンビはインテクアム・ハク (Inteqram-e-Haq) (「真実のための復讐」) となり、シパー・エ・モハンマド・パキスタンはヒズボラと改称された。シパー・エ・サハバ・パキスタンはいまではミラト・エ・イスラミア (Milat-e-Islamia) となり、ラシュカル・エ・タイバはジャマート・アル・ダワ (Jamaat Al Dawa)、ジャイシュ・エ・モハンマドはテーリク・ウル・フルクアーン (Tehrik-ul-Furqaan) となっている。2002 年 1 月に当初は自宅軟禁されていたジャイシュ・エ・モハンマドの首領、マウラナ・マソウド・アザール (Maulana Masoud Azhar) はおよそ 3 カ月後に釈放されたが、釈放から 6 週間後に、再度自宅で軟禁された。彼は最終的には 2002 年 12 月 14 日にラホール最高裁によって放免され、それ以来鳴りをひそめている。ジャマート・アル・ダワの指導者であるハフィズ・サイード (Hafiz Saeed) 教授は集会で講演し、同国に居住する欧米人を威嚇する挑発的な演説を行うことを許されている。」[2e](p10)

6.63 2002 年 1 月にパキスタンのニュース出版のインターネット版の『ドーン』でも報じられたように、さらにジャイシュ・エ・モハンマド、ラシュカル・エ・タイバ、シパー・エ・サハバ・パキスタン、テーリク・エ・ジャフリア、テーリキ・ニファズ・イ・シャリアート・イ・

モハマディの 5 団体が活動禁止を受け、スンニ・テリック (Sunni Tehrik) が要注意リストに載せられた。同レポートは、「ペルベス・ムシャラフ大統領は、過激派 5 団体の活動を禁止し、活動禁止を視野に入れた要注意リストにさらにもう 1 団体を載せることを発表した。この活動禁止の目的は、社会からテロリズム、宗派間暴力と非寛容を一掃するためであると述べた」と報じた。大統領は、イスラム神学校の一部が憎悪、暴力とテロリズムの奨励に関与しているため、神学校の機能を統制するために近く法律を定めることも発表した。[33c] 『ドーン』は 1 月 15 日、この活動禁止に続いて行われた宗教的過激派団体に対する取り締まりの最初の 4 日間で、1,900 名を上回る宗教活動家が拘禁されたと報じている。[33k]

6.64 国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、「政府は本レポートの対象期間 (2003 年) 中に、宗教的マイノリティの置かれている状況を改善するために、いくつかの積極的な措置をとった。政府が 2001 年にアジア開発銀行からの融資を得て始めた 3 年間の『人権に関する大衆の意識向上・教育プロジェクト』は現在も進行中である。政府は、警察官の訓練においても人権意識の振興を続けている。」[2e](p11)

6.65 国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の 2003 年のレポートは、「異なる宗教間での対話を推し進める NGO や市民団体がいくつもある。『宗教間の対話と協力を推進するためのパキスタン・カトリック司教委員会』は 1 月に、2003 年を『全国平和年』と宣言した。このため、同年中には異なる宗教間で平和と対話を中心とするいくつかの集会、宗教的フェスティバル、文学講座その他の催しが開催された。数人のイスラム教指導者は、カトリックの司教によるこのイニシアチブを称賛した。2 月には、ラホールの聖心教会が平和のための祈りを催し、様々な宗教をもつ人々が参加した」と述べている。[2e](p14)

選挙権

6.66 国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、「2002 年 1 月に政府は、パキスタンで一方の宗教的マイノリティと人権団体、もう一方の政府との間で長い間争点となっていた選挙人を分ける制度を廃止した。選挙人を分ける方式が廃止されたことにより、政治的な代表選出は、宗教的所属とは無関係にすべての住民を代表する地理的な選挙区に基づくことになる。マイノリティ集団の指導者は、公職にある者がマイ

ノリティ集団の関心事と権利に気付く上でこの変更が役立ち得ると考えている。宗教的マイノリティは固まって暮らしているため、一部の選挙区では選挙の行方を決定するブロックとしてかなりの影響力をもち得る。同国の主流である政党で積極的に活動している非イスラム教徒がほとんどいないのは、選挙人を分けるこれまでの方式のもとでは、公選職に立候補できる力が限られていたためである。 [2e](p6)

6.67 同レポートは続けて次のように述べている。「しかし、合同選挙への復帰により、マイノリティのために取り置かれた上院と国民議会の議席は廃止された。マイノリティ集団の一部の指導者は、合同選挙制度が復活した後も(訳注:原文では「after the joint electorate system was eliminated」となっており、これだと「合同選挙制度が廃止された後」となると前段からの文意に沿わない。「separate electorate system was eliminated」あるいは「joint electorate system was restored」の誤りだと思われる。) こういった議席は残しておくべきであったと不満を述べている。マイノリティは国民議会と州議会に地元の代表を選ぶことができる機会を歓迎しているが、今後公選される役人がマイノリティ集団から出ることはありそうもない。指導者たちは、マイノリティの議席を残しておけば、立法府における自分たちの存在感を高めるのにより役立ただろうと考えているのである。2002年8月、政府は宗教的マイノリティのための議席を同年10月の選挙で復活することを発表した。こうして、非イスラム教徒は、1度は一般候補について、1度は自らの宗教のために取り置かれている議席のために、2度投票を行うのである。 [2e](p6)

6.68 法的枠組み命令の本文によれば、2002年の法的枠組み命令には、国民議会の10の議席が非イスラム教徒のために取り置かれることが詳述されている。 [44e](p3) 州議会においては、バルチスタン州と北西辺境州で3議席、パンジャブ州で8議席、シンド州で9議席が非イスラム教徒の議席となる。 [44e](p7) 2002年10月のIRINのニュース報道によれば、2002年10月の選挙で国会の272の一般議員に出馬する非イスラム教徒候補はいないという。ただし、シンド州南部とパンジャブ州東部では、ヒンドゥー教徒とキリスト教徒の約50名の候補が州議会の一般議員に立候補した。 [41n]

6.69 国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の2003年のレポートによれば、「2002年5月、原理主義指導者からの圧力が高まったため、政府は選挙人登録用紙に、モハメッドが

預言者であることに断じて間違いはないことを受け入れる旨の宣誓をするようイスラム教徒に要求する欄を復活させた。2002年1月に合同選挙が復活した時、この宣誓は選挙人登録用紙から削除されたが、選挙人名簿ではもはやアフマディー教団員が特定されないため、宗教指導者は厳重な抗議を行った。2002年6月、選挙委員会は一般大衆から、イスラム教徒として選挙人登録をしたアフマディー教団員に対する異議申し立てを受け付けることを発表した。異議申し立てを受けた選挙人は、モハメッドが預言者であることに断じて間違いはないことを誓う宣誓書に署名するか、選挙人名簿に非イスラム教徒として登録されるかのどちらかを要求される。アフマディー教団のコミュニティはこれに抗議して2002年9月5日に大統領に対して、2002年10月の選挙をボイコットする旨を通告した。このボイコットに従わなかったアフマディー教団員はいないとされているが、その結果として政府の方針には何ら変更はなかった。[2e](p6)

キリスト教徒

序論

6.97 国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の2003年のレポートによれば、「1998年に行われた最新の国勢調査によれば、推定で1.69パーセントがキリスト教徒である...キリスト教徒の人数についての公式の推定と民間の推定には大きな違いがある場合がある。最新の公式人口調査の推定によれば、キリスト教徒の人数は209万人とされている。だがキリスト教徒のコミュニティ自体は、キリスト教徒は約400万人であると主張している。パキスタンのキリスト教徒の90%以上がパンジャブ州に暮らしているため、同州ではキリスト教徒が最大の宗教的マイノリティとなっているが、パンジャブ州のキリスト教徒のおよそ60パーセントが農村に住んでいる。[2a](p2) 外務連邦省からの通信(1994年)によれば、キリスト教徒の1つのカテゴリーは、全員がローマカトリック教徒であるインドのゴアからの移住者で、彼らはカラチ内外に暮らしており、一般的に教育程度が高く、英語を流暢に話し、往々にして専門職に就いている。それ以外はカーストの低いヒンドゥー教徒の子孫で、西洋からのプロテスタントの宣教師によって改宗した。この中には教師や看護師、工場労働者やサービス産業労働者がいるが、大多数は教育程度が低く、所得が低い。キリスト教徒は主要な都市圏のすべてに在るが、概ねパンジャブ州に集中している。[9a]

6.98 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の出生国ワークショップの1999年のレポートによれば、キリスト教徒の置かれている状況は、アフマディー教団員ほど劇的なものではない。キリスト教徒は困難や地元のイスラム学者からの抵抗、冒瀆の告発に出会うことはあるかもしれないが、当局は彼らを嫌がらせや暴力、脅迫から守る意思があり、通常は守ることができる。しかし、幾度かの襲撃は防ぐことができず、キリスト教徒はいまなお多くの法律的、社会的制限を受けている。[20b](p26) 合衆国国務省の2003年のレポートによれば、雇用における差別は珍しいことではないと考えられ、キリスト教徒である親の多くは、子供が国立の学校や大学に入学するのが難しいと述べている。キリスト教徒が単純労働以外の仕事を見つけることは難しいが、キリスト教の活動家は、民間部門では雇用状況が若干改善していると述べている。彼らは、パキスタンで最も抑圧されている社会集団、すなわち債務奴隷労働者の中にいるキリスト教徒の数が多すぎるとも考えている。イスラム教徒の男性とキリスト教徒の女性の結婚が強制されることに対する恐怖も表明されているが、こうしたことが起きる例は比較的稀である。キリスト教への改宗者に対する暴力的な報復も起きる。合衆国国務省の2003年のレポートは、「キリスト教への改宗が疑われる者に対する暴力的な報復が起きており、宗教的不寛容という一般的風潮が、宗教的マイノリティに対する暴力行為につながっている」と述べている。[2d](p17-p18)

6.99 信教の自由に関する合衆国国務省の2003年のレポートによれば、「多くのキリスト教徒が社会経済的に最貧層に属しているが、その原因は宗教よりも民族的、社会的要因によるものかもしれない。こうした要因は、貧しいキリスト教徒が直面する差別をも、かなりの程度まで説明し得る。貧しいキリスト教徒の多くは、カーストの低いヒンドゥー教徒であった先祖（その大部分が「アンタッチャブル」であった）の就いていた職業にとどまっている。社会における彼らの地位は、過去におけるよりは若干向上したとは言え、100年以上にわたって宣教師がたゆまず援助し、育ててきたにもかかわらず、大きな進歩を示してはいない」。[2e](p13)

6.100 UNHCRの1996年のレポートによれば、政府はキリスト教徒の礼拝の実行には介入していない。にもかかわらず一部のキリスト教徒は、布教活動は預言者モハメッドを侮辱するものだというイスラム教過激派集団によって嫌がらせを受けてきたと苦情を述べている。[13](p5) イスラム教からキリスト教への改宗が裁判の対象になる罪だとする法律は

存在しないが、実際に改宗する者たちは改宗という行為を受け入れない社会の一部の分子から難題を突きつけられるかもしれない。アジア人権委員会の 1999 年の出版物によれば、こうした改宗者の 1 人は改宗後の 1991 年に冒瀆の告発に巻き込まれて保釈を拒否され、監獄で毒殺されたという。[36](p7)

6.101 UNHCR の 1996 年のレポートによれば、預言者モハメッドを冒瀆したかどによる死刑宣告について定めている刑法の第 295 条(c)は、アフマディー教団員だけでなくキリスト教徒に対して冒瀆の告発を行うためにも利用されてきた。[13](p5)

6.102 カナダの IRB の 1997 年の質疑応答シリーズによれば、1997 年 2 月 6 日にパンジヤブ州のカネワルと近くのシャンティナガル (Shantinagar) の村で、イスラム教の暴徒が 12 軒のキリスト教会を焼き討ちし、50 名に怪我を負わせ、250 件を超える家、80 軒の店舗と学校 1 軒を破壊した。この事件は、キリスト教徒がコーランのページを穢したという噂がモスクのラウドスピーカーを通じて放送された後に起きた。1997 年 8 月には、カネワルとシャンティナガルで 1997 年 2 月に破壊された教会と建物の修理費用、およびキリスト教徒に対する暴力の犠牲者への補償として、連邦政府が約 73 万 5,000 ドルを支払ったことが報告された。[12g](p14)

6.103 1998 年の国連のレポートによれば、1998 年 5 月 6 日にローマカトリック教会の司教であり、人権擁護で有名なジョン・ジョーゼフ [7](p2) が、ファイサラバード近くのサヒワルにある裁判所の真ん前でピストル自殺をした。司教は冒瀆法、特にパキスタン刑法の第 295 条(c)に抗議して自殺した。UNHCR の 1998 年の背景説明書 [20a](p23) によれば、1998 年の国連のレポート [7](p2) に記されているように、アユブ・マシーがこの条文に基づいて 1996 年 10 月 14 日以来投獄されて独房に入れられ、1998 年 4 月 27 日には死刑を宣告されていたのである。死刑判決は、サルマン・ラシュディについて好意的な発言をしたと申し立てられたためであった。国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、「2002 年 8 月 15 日に最高裁は 1996 年にアユブ・マシーに対して提起されていた冒瀆のかどでの告発は、マシーの家族と隣人であるイスラム教徒の間の土地争いから生じたものであったと述べて、この告発を却下した。マシーは 1998 年に死刑を宣告され、死刑囚監房の独房で 4 年間を過ごしていた。」 [2e](p10) 2002 年 8 月 15 日に BBC で

報じられたように、最高裁は 2002 年 8 月にアユブ・マシーに対する有罪判決を覆し、彼の即時釈放を命じた。[35bz]

現状

6.104 合衆国国務省の 2003 年のレポートによれば、「宗教的マイノリティ、特にキリスト教徒とアフマディー教団員に対する政府と社会の差別が引き続いて問題となっている」。[2d](p2) 同レポートによれば、「異なる宗教団体に属する人々の間での宗派間暴力は同年中に全国の注目を集めたが、依然として深刻な問題である。キリスト教徒、アフマディー教団員その他の宗教的マイノリティはしばしば、こうした暴力の標的とされた」。[2d](p17)

6.105 合衆国国務省の 2003 年のレポートはさらに、次のように述べている。「キリスト教徒は暴力の犠牲者となってきた。例えば 7 月に、ローマカトリック教会の僧、ジョージ・イブラヒム神父は、オカラ地区の教会に対する襲撃で正体不明の者に殺害された。同年中、警察は 2002 年に 11 名が殺害されたキリスト教徒への 2 件の襲撃に関連して、イスラム教過激派のリーダー 1 名を逮捕した。だがほとんどの場合、過去の宗派間殺人に関連して逮捕者は出ない。こうした数多くの殺人は相変わらず未解決のままである」。[2d](p17) 2003 年 4 月 24 日付の BBC のニュースレポートによれば、スコットランド教会はテロリストによる襲撃が繰り返して行われることを恐れて、同月中にパキスタンから宣教師を全員引き上げるという。[35dj]

6.106 合衆国国務省の 2001 年のレポートによれば、2000 年 5 月にマスクをかぶった 5 名の男が、フェロズワラ (Ferozwala) で女性の工場職員の乗った工場のバスを止め、乗っていた 6 名から 8 名のキリスト教徒の少女を強姦したという。襲撃者はバスに乗っていたイスラム教徒の乗客 2 名には危害を加えなかったと報じられている。警官は当初、暴行を受けた少女たちに金品は奪われたが強姦はされなかったと報告するよう促した。しかし NGO による圧力を受けて、この事件は強姦事件として登録された。容疑者 3 名はフード法に基づいて告発された。[2b](p36) 2001 年のアムネスティのレポートによれば、警察は告発が断念された場合の補償の申し出をめぐって犠牲者と犯人を和解させようとした。だがアムネスティ・インターナショナルは、犠牲者は徹底的にこの問題を追及する構えを見せたと報じた。[4f](p15)

6.107 合衆国国務省の 2001 年のレポートによれば、2000 年 3 月 12 日に襲撃者がルルド修道院に押し入って 78 歳になる尼僧のシスター・クリスティンに襲い掛かり、同尼僧は数日後に近くの病院で死亡した。キリスト教解放戦線 (Christian Liberation Front--CLF) によれば、この襲撃の犯人はそれまでもシスター・クリスティンの布教活動を糾弾していたイスラム教徒だという。警察は、この襲撃に関連して誰も逮捕しなかった。[2b](p36)

6.108 2002 年 8 月 6 日付の BBC のニュース項目によれば、同年 8 月 5 日に 4 名の武装犯がイスラマバードから北東に約 70 キロ離れたムリーにあるキリスト教系の学校に侵入し、少なくとも 6 名が殺害された。同校の職員と生徒は主に外国人で、この襲撃の目標はパキスタンにおけるキリスト教徒のマイノリティではなく、欧米関係者だったようである。[35bu] IRIN は 2002 年 8 月 12 日に、同年 8 月 9 日にタクシラの町にある伝道病院に対して手榴弾攻撃が行われたと伝えた。この襲撃で少なくとも 4 名が殺害され、23 名が負傷した。[41g] 2002 年 8 月 14 日付の BBC ニュースによれば、その後同月内に、活動を禁止されていた過激派グループ、ジャイシュ・エ・モハンマドとラシュカル・エ・ジャンビの支持者で、ムリーとタクシラの襲撃に関わっていたことが疑われる数名がパンジャブ州の警察に逮捕された。ムシャラフ大統領はある演説で国内のイスラム教過激派を非難し、外国人やキリスト教徒に対する最近の襲撃は卑劣で恥ずべき行為であると述べた。大統領は、パキスタン当局には過激派グループに対処するための長期戦略があると語った。[35bv]

6.109 2002 年 9 月 25 日付の IRIN のニュース項目、および 2002 年 9 月 26 日付の『ドーン』のニュース項目では、同年 9 月 25 日にまたカラチのキリスト教徒が襲撃されたことが報じられた。武装犯がパキスタン教会の出資しているイダラ・エ・アマノ・インサフ (Idara-e-Aman-o-Insaf)(正義と平和委員会)の構内に侵入し、パキスタン人のキリスト教徒 6 名を射殺した。7 名目の犠牲者は病院で死亡し、その他に 4 名が負傷した。この襲撃は、国内的、国際的な圧力を受けてキリスト教徒の安全が高まったことを受けて行われた。[41l][33aj] 2002 年 9 月 29 日付の BBC のニュース項目によれば、それから数日後にカラチの聖堂の外に数万人のキリスト教徒が集まって、キリスト教徒に対する保護の強化を要求したという。カラチの警察はキリスト教徒を標的にした最近の襲撃に関連してイスラム教過激派と言われている者を数十名逮捕していたが、彼らは、イスラム教過激派が直近の

襲撃に責任があるという証拠はないと述べた。[35co]

6.110 2002年7月23日付のBBCニュースレポートによれば、18名が死亡した2001年10月のキリスト教会襲撃に関連して4名が逮捕された。「マスクをつけてオートバイに乗った正体不明の武装犯が、教会で礼拝を行っている者たちに無差別に発表した。」この襲撃はバワルプール(Bhawalpur)にある聖ドミニク教会で起こった。2002年7月23日にBBCが報じたように、同年7月中には襲撃に関与していたとされる4名が逮捕されたが、逮捕者の内の2名は活動を禁止されているスンニ派組織、ラシュカル・エ・ジャンビのメンバーだと言われている。[35ca] 2002年3月18日に『ドーン』で報道されたように、同年3月17日にイスラマバードの外交包領にあるプロテスタント系の国際教会への手榴弾攻撃で5名が死亡し、40名が負傷した。礼拝者の中には外交官の家族が含まれ、死亡者の内訳はアメリカ人が2名、パキスタン人が2名、アフガニスタン人が1名であった。[33l] BBCニュースは2002年3月28日、3月下旬にはファイサルバードにおける夜通しの襲撃に関連して30名程度が拘禁されたと報じた。[35an]

6.111 BBCニュースは2002年9月7日、パキスタン人のキリスト教徒アンワル・ケネス(Anwar Kenneth)がイエス・キリストを自称したことで絞首刑を宣告されたのを受けて、同年7月にパキスタン・ローマカトリック教会のサミュエル・アザリア(Samuel Azariah)司教が冒瀆による死刑判決の廃止を呼びかけたと報じた。ケネスに対する宣告は上級裁判所の承認を得なければならず、裁判所が冒瀆による死刑判決を支持して執行した例はない。[35cb]

6.112 国際的な信教の自由に関する合衆国国務省の2003年のレポートによれば、「2000年5月に冒瀆のかどでパンジャブ州の下級裁判所で有罪とされ、35年間の禁固刑を宣告されていたキリスト教徒の2人の兄弟、サリム・マシーとラシド・マシーは3月19日にラホール最高裁により無罪とされ、刑務所から釈放された」。[2e](p10)

6.113 2004年1月7日付の『タイムズ・オブ・インディア』は、同年1月4日に武装犯がパキスタンの中心都市にある鉄道の駅でキリスト教の牧師を射殺したと報じた。犯行声明を出した者はおらず、犯人についての手がかりはない。[69]

6.114 キージンズは2004年1月、同年1月15日にカラチの聖トリニティ教会の近くで自動車に爆発物が仕掛けられ、少なくとも16名が負傷し、18台の車両に損傷が及んだと報じた。犯行声明を出したグループはない。パキスタンのキリスト教マイノリティに対するこうした攻撃は2002年12月以来のことであった。[24j] 2004年1月15日付のBBCニュース記事によれば、警察は教会の近くの聖書研究会が標的になるという警告を受けていた。犯行声明を出した者はいない。2002年にはキリスト教徒を標的にした6度の襲撃により40名以上が死亡したが、中で最も残忍だったのは、7名が縛り上げられて射殺されたカラチのキリスト教徒会に対するものであった。[35en]